## 吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成28年 5月16日 最近改正 令和 4年 7月 1日

## (設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の 規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に吹田 市総合計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

## (作業部会の構成)

- 第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会は、策定委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する別表に掲 げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する 作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の構成について、素案策定を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。
- 4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

#### (部会長及び副部会長)

- 第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。
- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、 その意見を聴くことができる。
- 4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附則

この基準は、平成28年 5月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4年 7月 1日から施行する。

年 月 日

吹田市総合計画策定委員会委員長様

ļ	欠田市総合語	計画策定	委員会委	員

|--|

# 吹田市総合計画策定委員会作業部会員変更申出書

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準第2条第3項に基づき、下記のとおり変更を申し出ます。

記

		変更後		
	<b>交</b> 史削	役職名	氏 名	
(記載例)	第○作業部会○○室長	○○部総括参事	00 00	
	第○作業部会○○課長	○○室参事	00 00	

## 別 表

	第1作業部会 【行政経営】			
部	会	長	企画財政室長	
副部	3 会	長	人事室長	
部	会	員	情報政策室長	
部	会	員	都市計画室長	
部	会	員	資産経営室長	
部	会	員	税制課長	
部	会	員	市民課長	

	第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】				
部	会	長	地域経済振興室長		
副	部 会	長	人権政策室長		
部	会	員	広報課長		
部	会	員	市民総務室長		
部	会	員	市民自治推進室長		
部	会	員	シティプロモーション推進室長		
部	会	員	文化スポーツ推進室長		
部	会	員	文化財保護課長		

	第3作業部会 【福祉·健康】		
部 会 長	福祉総務室長		
副部会長	健康まちづくり室長		
部 会 員	生活福祉室長		
部 会 員	高齢福祉室長		
部 会 員	障がい福祉室長		
部 会 員	成人保健課長		
部 会 員	母子保健課長		

第4作業部会 【保健・地域医療】			
部 会 長	保健医療総務室長		
副部会長	地域保健課長		
部 会 員	健康まちづくり室長		
部 会 員	成人保健課長		
部 会 員	母子保健課長		
部 会 員	衛生管理課長		

	第5作業部会 【子育て】			
部 会 長	子育て政策室長			
副部会長	母子保健課長			
部 会 員	子育て給付課長			
部 会 員	家庭児童相談室長			
部 会 員	のびのび子育てプラザ所長			
部 会 員	保育幼稚園室長			
部 会 員	こども発達支援センター長			

	第6作業部会 【教育】			
部	会	長	教育未来創生室長	
副剖	郭 会	長	まなびの支援課長	
部	会	員	学校管理課長	
部	会	員	学校教育室長	
部	会	員	教育センター所長	
部	会	員	中央図書館長	
部	会	員	青少年室長	
部	会	員	放課後子ども育成室長	

	第7作業部会 【環境・安心安全】				
部 会	長	危機管理室長			
副部会	長	環境政策室長			
部 会	員	市民総務室長			
部 会	員	福祉総務室長			
部 会	員	環境保全指導課長			
部 会	員	総務予防室長			

	第8作業部会 【都市形成】			
部 会 長	都市計画室長			
副部会長	公園みどり室長			
部 会 員	計画調整室長			
部 会 員	開発審査室長			
部 会 員	住宅政策室長			
部 会 員	総務交通室長			
部 会 員	道路室長			
部 会 員	地域整備推進室長			
部 会 員	下水道部経営室長			
部 会 員	水道部企画室長			